



⑬ 婚礼御樽受納帳

文政元年 (1818) 8月

この史料は、「樽入たるうけ (樽立たるたて)」に際して、嫁を出す家に祝儀として送られた進物を書き上げたものです。「樽入 (樽立)」とは、結納に先立ち、婚約成立のしるしとして嫁方の家へ仲立ち人が樽酒を贈った習俗で、婚約にともなう重要な儀礼として位置づけられていました。史料からは、「樽入 (樽立)」に際し、樽酒ほかいの他、扇子や反物、行器 (戸外への食物運搬用の木製容器)、半紙など様々な祝いの品が納められていたことがわかります。

富澤久幸家文書 P0905 No.1110
(吾妻郡東吾妻町原町)

- 一 金貳百疋 小袖代
 - 一 貳拾疋 樽代
 - 一 一三拾疋 行器代(ほかい)
 - 一 扇子二 岩下山
 - 一 金百疋 田村茂左衛門
 - 一 嶋(縞)ちりめん 壺反
 - 一 行器 壺荷
 - 一 貳拾疋 加部権左衛門
 - 一 一三拾疋 行器代
 - 一 半紙 壺わ
- (後略)

文政元年(一八一八)
 婚礼御樽受納帳
 寅八月吉日 富沢善治郎
 おいゑ

〔表紙〕
 〔釈文〕
 ⑬ 婚礼御樽受納帳